

# 第 1 3 回農業委員会総会議事録

平成 3 1 年 1 月 9 日（水）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第47号から第50号)  
日程第4 議事(議案第44号から第47号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

出 席 委 員 ( 2 5 人 )

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 ( 0 名 )  
なし

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第 47 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第 48 号 農地等第4条第1項第7号の規定による届出の受理について  
報告第 49 号 農地等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第 50 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第 44 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 45 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第 46 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第 47 号 農地利用集積計画の決定について

#### 事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 竹内 美樹                      局長補佐 堀 修二  
主 査 青木 克憲

射水市農林水産課

主 任 黒梅 康弘

#### 会議の概要

開会時刻 午後1時56分

#### 議長（舟木会長）

ただいまから、第13回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。  
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

#### 議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「4番 永森委員」「5番 有沢委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

#### 会 期 の 決 定

#### 議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長(舟木会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

(報告第47号の説明)

議長(舟木会長)

報告第47号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第48号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第48号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理に  
ついて議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第49号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第49号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第50号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第50号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第44号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の6ページをご覧ください。  
今回は8件ございます。

【議案第44号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった  
1番から8番については経営規模拡大によるものです。以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。  
議案第 4 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第 4 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第 4 5 号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第 4 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 7 ページの議案第 4 5 号をご覧ください。  
今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 4 5 号を議案書をもとに朗読】

1 番は農家住宅敷地としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1 番については山本委員より説明をお願いします。

山本委員

議案第 4 5 号の 1 番について説明します。

申請人は 市内で母、妻、息子夫婦、孫 2 人で暮らしています。

平成 11 年に鉄骨 2 階建ての車庫兼物置を建築しました。当時、敷地内は住宅母屋のほか、農業用物置並びに所有する 2 台の車庫のみで、子供が所有する車の車庫がなく、土地が農地であることも知らずに建築してしまい

ました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第45号について説明します。

1番については、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は農家住宅敷地の拡張であります。既存敷地の拡張であり、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第45号農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第45号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第46号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書8ページの議案第46号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第46号を議案書をもとに朗読】

- 1番は住宅敷地の拡張としての転用申請です。
- 2番は農家住宅の敷地拡張としての転用申請です。
- 3番は神明社氏子信奉者の駐車場整備としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については佐伯委員より説明をお願いします。

佐伯委員

議案第46号の1番について説明します。  
申請人は 市内で妻、息子夫婦と孫2人で住んでいます。  
現在、車4台を所有しており、敷地内で駐車するには手狭な状況であります。  
そこで駐車場用地を検討したところ、隣接敷地の地権者に了解を得られたため、転用申請するものです。  
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

2番については山本委員より説明をお願いします。

山本委員

議案第46号の2番について説明します。  
先ほども説明しましたが、平成11年に鉄骨2階建ての車庫兼物置を建築しました。それと同時に 氏所有の農地も転用の手続きをせずに、売買を行い、通路として使用してしまいました。  
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

3番については土合委員より説明をお願いします。

土合委員

議案第46号の3番について説明します。

申請人は 市内の宗教法人です。

神社の行事等で地元住民の方が自家用車でこられますが、駐車場がなく、今までは路上駐車する方が多く、問題になっていました。そこで駐車場の設置を検討し、神社前に農地を所有している地権者に相談したところ、転用することで承諾をもらったため今回、申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第46号について説明します。

1番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は住宅敷地の拡張であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は農家住宅の敷地拡張であります。既存敷地の拡張であり、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は神社の駐車場整備であります。既存地の拡張であり、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第46号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第47号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第47号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第47号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第47号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第13回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時10分

#### その他報告事項

##### 農業委員会新年懇談会の開催について

日 時 平成31年 1月31日(木)午後6時より  
場 所

##### 次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 2月 6日(水)午後2時から  
射水市役所大島分庁舎3階大会議室

##### その他

農業委員会手帳  
アグリとやま 116号

